



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成26年5月1日
第233号

発行責任者 支部長 岡部 豊生
編集責任者 副支部長 松永 研嗣
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



(初夏の白川郷)

こもれび

春の日差しも少しずつ暖くなり、桜も満開の時期を迎えたかと思うと、あっという間に花吹雪となり、木々には美しい若葉を見かけるようになりました。

住んでいる場所は、緑が多く、確定申告の時期には、梅の花、それから桜の花、その後葉桜となり、散った後にはつつじの花が咲いて…と季節の移り変わりを実感することができます。

世間では、今年に入って改善の兆しを見せているとはいえ、あまり楽観視できない雇用情勢や景気状況の中でも新年度を迎えて、街は新入生や新社会人が溢れ活気づいています。

4月には消費税率が17年ぶりに5%から8%に変更され、多くの製品・サービスの値段や質が変化しています。また、3月にはメディアで日用品や電化

製品、高価なものでは車・住宅まで駆け込み需要が話題となりました。我が家にもトイレットペーパーや消耗品が置場もなく山積みになっています。しかしこれも1か月の在庫かな?と思う次第です。その間にも顧問先からは、経過措置に関することや値段表示等に関する問い合わせがあり、実務書を確認する日々が続きました。それも我が家のトイレットペーパーの在庫が無くなる5月になればこのバタバタ感もなくなるのかなと感じています。

来年の10月には再び消費税率の改定が予定されており、消費動向の衰退が懸念されています。早く財政の安定化を図るとともに、デフレからの脱却を達成し、日本経済が再生されることを期待したいものです。

(河野 雅好)

4月の支部研修

(平成26年4月11日開催)

「無償返還」「相当の地代」「使用貸借」等に係わる借地権課税のすべて

講師：税理士・不動産鑑定士 松本 好正氏



1. 借地権の定義と変遷

借地権とは、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。(借地借家法第2条)

明治29年の民法制定当時、賃借人は不安定な立場であったが、保護されたことにより、借地権の経済的価値は高まっていった。一方、地主の権利の脆弱化、貸地の財産価値の著しい低下に対抗するため、「借地権金」が誕生する。借地権の設定に際して、借地人に要求することにより、経済的利益の低下を補うこととしたのである。

権利金の性格は、

① 地代の一部で前払い的なもの

② 使用制限等に伴う土地の賃借権の対価

と考えられているが、各税法は②の賃借権の対価説を採用している。所得税、法人税法では、借地権金を受領した場合には、譲渡所得や不動産所得(法人は益金)として課税される。他方、借地権金を支払った借地人は、「土地の上に存する

権利」として土地同様、非償却資産として取り扱う。

2. 借地権の範囲と課税

各税法において、借地権の範囲に差異が生じているため、その差異を把握することは非常に大切である。民法は、借地人の権利保護を目的としていることから、借地権は借地人が居住する建物の所有に必要不可欠な土地の地上権又は賃借権に限られる。法人税法及び所得税法では、収受した権利金に対する課税を主たる目的としていることから、土地の賃貸借等以外にも、権利金等の対価の授受が認められる土地の賃貸借等については借地権と同様に課税する。

税法上によっても、範囲が異なる。法人税法上の借地権は地上権又は土地の賃借権であり、所得税法上は、建物・構築物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権である。相続税法においては、建物以外の構築物の所有を目的とする地上権や賃借権は借地権に該当しない。法人税の課税は、権利金の収入が益金に算入される。権利金を授受する取引慣行がある地域で法人地主が無償又は低額の権利金により借地権の設定が行われた場合は、権利金の認定課税が行われる。借地人においては、受贈益課税を行う。所得税の地主側の課税は、現実に収受した金額が対象となる。不動産所得と譲渡所得の判断は、収受した金額が土地の価額の1/2を超える場合には、譲渡所得となり、超えない場合には不動産所得となる。相続税、贈与税における借地権課税の問題点は、個人地主が個人借地人のために借地権を無償又は低額の権利金で設定した場合における借地人に対するものとなるが、親族間の土地の使用貸借や相当の地代が支払われている貸借には課税されない。地主の相続の開始があった場合の当該土地の相続税評価額は、使用

貸借に係る土地については自用地価額となり、貸借契約に係る土地については、自用地価額の80%となる。

3. 借地権の設定に係る課税

通常権利金その他一時金を支払うなど借地権の取引慣行があると認められる地域以外の地域にある借地権に対しては、権利金認定課税は行わないとされている。収受すべき権利金の額は算式により計算され、実際に収受している金額がこれに満たない場合には、不足額については認定課税され、超える場合には、認定課税されない。日本では、地代は底地が生み出す収益であると考えられているため、地代の額(底地の価額)と権利金の価額(借地権の価額)は逆の相関関係であり、土地の価額は底地価額と借地権価額の合計額であるとされている。借地権設定後の相当の地代の額を変更する場合には、「相当の地代の改訂方法に関する届出書」の提出による。「土地の無償返還の届出書」の提出があった場合には、実際に収受する地代額が相当の地代の額に満たない場合にのみ地代の認定課税をするが、借地権利金の認定課税は行わない。この届出書の提出の目的は権利金の認定課税を行わないということであり、税務上認められている個人間の土地の使用貸借があった場合には、提出の必要はない。この二つのいずれの届出書も、相当地代を授受しているものとして課税が行われるため、同時に提出することはない。

4. おわりに

本日のテーマは広範囲にわたるため、全てを時間内に話すことはできないので、配布された本を是非参考にして理解を深めていただきたい。

(研修部 中根恵美)



昭和13班

伊藤 陽子

昭和支部の皆様初めまして。伊藤陽子です。私が税理士について知ったのは簿記の勉強中のことでした。人づきあいが苦手な私には数字相手だから向いているのではないかと思いました。ちょうどその頃勤務していた会社が閉鎖になったため退職。将来が不安でしたが勉強に集中することができました。それから会計事務所に就職し働きながら勉強しました。法人税法の理論問題がむずかしくて、これはだめかなと思いましたが、たまたま2問とも丸暗記していた問題が出てなんとかクリア。1年1科目ずつ、こつこつと合格して平成9年2月に税理士登録しました。税理士登録をして仕事をしながら気がついたことがあります。ひとつめはこの仕事は決して数字相手だけではないこと。人対人のサービス業だと思いました。ふたつめは日々の業務では正解の答がなかなか出ないこと。税理士試験の計算問題では数値は確定していること。それを組み合わせて解答すればよいのですが、たとえば貸倒引当金繰入額などが確定していて考える必要はありません。これに対し実務ではいろいろ検討が必要になります。また、毎年税法が変わりこれにも対応していかなければなりません。税理士試験はほんの入口にすぎません。税法の条文を読むのは本当にむずかしいです。意味がよくわからないことだらけです。ついていけません。解説本を読んでなんとか理解できるでしょうか。何年たってもわからないことだらけです。このたび9月末付で事情があって会計事務所を退職しました。これから新しい会計事務所に就職するまで昭和支部のお世話になります。どうぞよろしくお祈りします。

相 談 所 だ よ り



税務相談員

神保 佳奈

昭和支部のみなさまこんにちは。昨年5月より上原先生より引き継ぎ税務相談所を担当することになりました神保です。

税務相談所については、みなさますでに周知のことと思いますが、今回私は税務相談所において8名、名古屋国税局からの依頼による記帳指導について、3名担当させて頂く事となりました。

相談所の業務は記帳・申告指導業務が中心となりますが、相談所にお越しいただいている申告者の方々は、何年にも渡りお越し頂いている方が多いため、いつごろまでに何をすればいいのか、どのようにまとめていけばいいのか、何を持ってきたらいいのかなど既に把握されており、何か指導をさせて頂くというよりは、作成して頂いた資料、元帳、申告書の最終チェックをするということが主な仕事となります。

申告書については、ご年配の方は、手書きの方が多いのですが、比較的年齢の若い方、パソコンを使用することに抵抗をお感じにならない方は、国税庁のホームページの確定申告作成コーナーを活用されている方が多いため、検算等もとても簡単になってきていることを実感致します。国税庁のホームページの宣伝をする訳ではないですが、一般の方でも簡単に作成でき、数字をきちんと適切な箇所に入力さえすれば、所得や各種控除等も自動的に計算されてくるため、計算ミスがなく、また電子申告でも書面で印刷して提出することもできるため非常に有用

だと思います。今後益々ご使用される申告者の方が増えるに違いないと思います。

また、その一方で国税局からの委託業務である記帳指導については、開業間もない方が多く、ご自身で初めて会計ソフトを導入され、記帳をし、青色申告決算書及び申告書を作成する方ばかりですので、相談所に毎年お越しになる方よりもとても熱心に今後どのようにしたら良いのかなどご質問されることが多い傾向にあります。

若輩者の私でも、一つ一つ質問にお答えさせて頂くことで、とても感謝して頂ける機会に恵まれ、この仕事をしていてよかったと思える瞬間でありました。

また、申告や税務の相談以外にも相談所にお越し頂く度に今まで自分のご経験や近況などのお話しをしてくださる方々が多く、とても楽しい時間を過ごすことが出来ました。

まだまだ相談所の存在を知らない申告者の方もいらっしゃると思いますので、ぜひこの存在を知って頂き、申告者の方には相談所を有用に活用して頂きたいと思います。

最後になりましたが、前任の上原先生には、引き継ぎの際その後も、どのように進めていったらいいのか、各相談者への対応の仕方など事細かに指導して頂き、この場を借りてお礼申し上げます。

初めてのことばかりで、指導日数で足りるか不安に思うことがありましたが、今までの上原先生の申告者の方々への的確なご指導などにより、大きな訂正をお願いすることなくスムーズに無事すべて指導日数内に申告を終わらせることが出来ました。

私も次へ引き継ぐ方にご迷惑をお掛けしないようしっかりと残りの任期を務めさせて頂きたいと思います。

租 税 教 室 レ ポ ー ト

(平成26年1月21日開催 愛知郡東郷町立春日台中学校)

3年生2クラス(全6クラスを3名で分担)76名(位だったかな?)を前に、かなり緊張している自分に気が付いた。直前なのに自問自答。

伝えるべきことは? 「税金は言い換えれば社会の会費です」… 本当にそれだけでよいか?

今の中学生、意外と鋭い質問してくるぞ! 先生の言葉はプレッシャーでしかない。

教材のチェックは? 日税連のパワーポイントをそのまま使うし、特に問題なからう。

1億円のレプリカはどのタイミングで見せるべきか? 目の色変わるかな?

などなど…

いざ、授業へ。さすがに高校受験直前の中学3年生はしっかりしている。中には「一言も漏らさずメモしてやる」的な、鋭い眼光を放つ者もいる。

すかさず逃げの一言「みなさん、受験前に余分な時間、余分な話だな、と思うかもしれませんが、義務教育を終え、何事にも責任がついてくるようになると思いますので、税金のことも少しだけ頭の片隅に置いてください。フーン、ヘー、といった感じで聞き流していただければ結構です。「これは」と思ったことはちょっとだけメモしてください。詳しい資料は後ほど配布されるそうです。」

よし、うまく導入したぞ。自己満足とともに、最前列の女子がにこやかな目になったのを確認して、一気に緊張が解けてきた。

税金にはどんな種類があるか、知っている税金名を生徒たちに聞いていく、パラパラと挙手があり、意外とよい反応。最初の回答者に賞品の鉛筆を渡すと、挙手の勢いは一気に激しさを増した。うーん、現金なものだ。この反応が楽しく思える気持ちの余裕が出てきた。多種の税金名が上がったころ、「印税」と答えた生徒が出た。税と名前は

ついているものの、税金ではなく著作権使用料のことだと伝えると不思議そうな顔をしていた。こうした反応も新鮮であり、興味を持つきっかけにもなるのではないだろうか、と思うとさらにやりがいが増す。

終盤に差し掛かりよいよ「社会における会費のようなもの」という肝の一言を話すチャンスがうかがう。過日アメリカでおこった予算未決による公的機関のマヒという格好の実例があったので、生徒たちもウンウンとうなづき、税金を納めること、集めた税金を効果的に使うことの重要性に気づいてくれたようだった。税金の根拠はもちろん税法だが、国が勝手に決めているわけではなく、我々の代表である国会議員が議論をして決めているのだ。という中学生でも当たり前知っていることを再度確認し、選挙の大切さにも触れたことで再度つながりを意識してもらった。大人になったら選挙へ必ず行って投票をし、頑張って働いてきちんと税金を納めましょう。私にしてはうまく最後をまとめられたかな、と自分に酔ってみる。

ここまで授業直前の私の気持ちから、授業を実際に展開した時の情景、その時の気持ちを単に書き綴ってきたが、最後にこれだけは言える、ということがある。もし、再びチャンスをいただけるのであれば、是非再度やらせていただきたい! もちろん今回のように熱心に聞いて、積極的に回答してくれる生徒ばかりではないだろうけど。何か少しでも得ようとするまっすぐな姿勢、わかった、理解した、ということが伝わる目の輝き、もはや私は虜になりました。皆さんも機会があったらやってみてください。きっと中学生のことを見直すと思います。いやー充実した時間だった!

(長谷川 栄一)



松永 研嗣

我が家には、もうすぐ5歳になるトイプードルがいる。娘が小学生時代に通っていた習い事先の先生がブリーダーをされており、そこから譲っていただいた子だ。ここで、まず驚きなのが我が家に犬がいるということである。うちの妻は無類の犬嫌いである。(今となっては犬嫌いであったかもしれないが…) 大型犬、小型犬問わず前から犬が歩いて来ようものならそれと同じ速度で後ずさりする。嘘みたいな話だが、私もその光景を2度3度と目撃している。こんな有様なので我が家で犬を飼うことはないと思っていた。当時小学校5年生だった娘に、

「先生のところに仔犬が生まれたの。譲ってもらえるんだけど飼ってもいい？」

と聞かれ、

「ダメだよ。ママ犬嫌いじゃん」

「そうだよね…」

これで、犬の話は終わったつもりでいた。しかし、なぜかその数週間後にはトイプードルは我が家の家族となり、末娘として暮らしている。その数週間の間になにが起こったのかはよくわからない。しかし、何度か先生のお宅に通っていたことだけは確かである。

こうして我が家の一員となった末娘の生態を少しご紹介したいと思う。

名前は、「おんぷ」。プードルなので「ぷ」の付く名前がいいねと決めて決まった。だから、通称は「プー」。「おんぷ」っていても「おんぷさん」といっても、「おんぷちゃん」といっても、「プー」といっても、「プーさん」といってもシッポを振る。「ぷ」が付いていれば自分のことだと思っているのかと思うと、そうでもないようである。からかっ

て、違う「ぷ」のことで呼んでみると無反応で寝ている。一応正式には「おんぷ」で、「プー」と呼ばれることもあることは理解しているようである。

好きなものは散歩とご飯。「散歩」「お出かけ」「外」と追う言葉に反応する。リードを付け服を着るとテンションはマックス。「早く行くよ!」と言わんばかりに部屋中を駆け回る。しかし、暑さと寒さにはめっぽう弱い。夏の暑さを避けるため、早朝散歩をする破目になり、結果として私に早起きの習慣がついた。(当然冬に早起きをするのは私だけで、日が射し暖くなるまでプーはベットで丸くなっている)。

ご飯のときは、台所侵入防止に置かれている柵のところで「ご飯!!、ご飯!!」と言って(親バカの欲耳かもしれないが…) 小躍りする。皿を持って近づけば、きれいなお座りで皿が置かれるのを待っている。そして、皿が置かれるとももの数秒で皿はまるで洗ったかのようにピカピカな状態になってしまう。

ライバルは、娘と私。自分のものにどちらかが触ろうものなら猛ダッシュで駆け寄り呻り声をあげながら死守しようとする。自分のベットであろうが、自分のおもちゃであろうが、食欲がなく食べ残したえさであろうが同じである。呻られるとついついこちらも悪ふざけしてしまう。死守しているおもちゃを取ってみたり、えさを食べるふりをする。すると、おもちゃを娘や私から離れたところまで避難させ、さっきまでの食欲のなさが嘘のようにペロッとえさを平らげる。この闘争はいつも最終的には、おもちゃを自分の手元に置き、食べ残しのえさは完食され、腹を見せシッポを振って降参する。

私への対抗心がなくなり、呻らなければさらにかわいいとは思いますが、からかわれて呻り、対抗心を燃やすところもやはりかわいい我が家の末娘である。



同好会だより

～ボウリング同好会～



発足から4年が経つボウリング同好会ですが、会員の熱が冷めるどころか益々ヒートアップし、毎月楽しく和気あいあいと熱く活動をしています。

毎月の活動は、ハンディキャップ戦の『月例会』、活動場所である「スポーツ名古屋」所属のプロによる『プロ教室』、そして黙々と自分を極める!? 『練習会』の3回を基本としています。

月例会では毎回順位づけを行い、優勝者にはトロフィー(小)と副賞であるボールクロス(ボウリングのボールをふく布)、準優勝者には副賞が授与されます。そして、年間(4月～翌年3月までの1年)最優秀ボーラーにはトロフィー(大)が授与されます。平成24年度のMVPは、毎回圧倒的な強さを誇示していた三品智会員でしたが、その三品会員を目標とし見事平成25年度MVPに輝いたのは谷高範昭会員でした。年間約50ゲームを行う月例会で三品会員との差は、年間アベレージでわずか1ピン!! MVP挨拶の際に谷高会員が発した「来年度は私を目標に皆さんがんばりましょう」とのコメントに、三品会員が闘志を燃やしたことは間違いありません。

しかし、毎回の優勝・準優勝で記憶に残っているのは何と言っても古田幸会員です。入会か

ら日の浅いこともありハンディキャップは多いのですが、平井会長の昼夜を問わない(冗談ですm(_)_m) 猛特訓にも、歯を食いしばり練習をした成果が結果として出たのだと思います。残念ながら今年度からはそのハンディキャップが大幅に少なくなるので、月例会での優勝は難しくなるとは思いますが、しとやかでありながらバイタリティー溢れる投球フォームでこれからも同好会を盛り上げてくださるに違いありません。

ここまで読んで「こんな体育会系のような同好会、とても加入できないなあ」と思われたあなた。ご安心してください!! たただボウリングを楽しみたくて、スコアは二の次、そんな私のような会員も大勢控えております(笑)。

そしてボウリング同好会のもう一つの魅力は、新年会に始まり確申打上げ・総会・暑気払いそして忘年会と会員相互の親睦に力を入れているところです。驚くことに親睦会ではいつもボウリングの話題で持ちきりです。そんな熱心な会員の中にいけばボウリングの虜になること間違いなしです。

「Let's BOWLING、Enjoy BOWLING」を合言葉に参加してみませんか!!



【4月の月例集会】

平成26年4月11日(金)午後1時30分から
名古屋市天白小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 平成25年分確定申告における口座振替日について
2. 納付困難な事情がある関与先の納付相談について
3. 無料相談所等の開催結果について
4. 贈与税申告に係るe-Taxの利用について
5. 事前通知に係る国税通則法等の改正について

(支部より連絡事項)

厚生部：日帰り研修旅行について

研修部：研修受講カードの提出について
今後の研修予定について

総務部：6月支部例会日程変更について
幹事会開催について
次回月例集会・定期総会のご案内

【昭和支部 幹事会】

平成26年4月18日(金)午後5時から
メルパルクNAGOYA

(審議事項)

1. 第56回定期総会招集について
2. 総会に付議すべき議案について

(承認事項)

準会員入会承認について

(その他)

1. 支部研修旅行について
2. 平成26年度予定表について

支部からのお知らせ

・第56回昭和支部定期総会

【日時】 平成26年5月16日(金)
午後3時45分から

【場所】 メルパルクNAGOYA
名古屋市東区葵3-16-16
(地下鉄 東山線千種駅1番出口、
又は桜通線車道駅3番出口利用)

・6月月例集会の日程変更

6月12日(木)→**6月10日(火)**に変更いたしました。
会場は名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール)から変更ありません

編集後記

春到来、暖かな陽気に風が心地よい季節です。でも、花粉症の私にとっては、良い気候とは裏腹に辛いシーズンがピークを迎えます。

桜の花見も北区の瑠璃光橋から堀川沿いの桜並木を車中から眺めるのが家族全員花粉症の我が家の定番です。

しかし、今年は少し花粉の量が少ないのか、もしくは地道な「免疫療法」の効果がようやく出てきたのか少し症状が軽いような気もしています。

「免疫療法」はズバリ乳酸菌「ケフィア」のサプリです。家族からも「本当に効果があるの？」と冷やかされながらも5年くらい毎日飲んでます。

効果を確信するくらい劇的な改善はないものの、今年は家族の中で私が一番症状が軽いので、「ケフィア」の効果がようやく出たぞと家族には自慢しています。(上島 大慶)

平成25年度全国統一研修会収録CD-ROM

主催	開催日	内容	講師	収録時間
中国	8月22日	中小企業会計と税務 —中小会計要領の背景と同要領の適用・税務との調整について—	筑波大学 名誉教授・弁護士 品川 芳宣 氏	5時間
九州 北部	9月5日	事業再生スキームの事例紹介とその会計・税務処理	公認会計士 太田 達也 氏	5時間
東海	9月12日	所得税法に係る制度・理論・実務の相違点 ～譲渡所得・みなし譲渡所得・専門職の必要経費を素材として～	横浜国立大学大学院 教授 岩崎 政明 氏	5時間
近畿	9月18日	改正消費税法の実務対応と留意点	税理士 徳 芳郎 氏	5時間

ご視聴希望の先生は支部事務局までお問い合わせください。